

H20.6.1 改訂版

オーベル横浜鶴見自治会会則

(名 称)

第1条 本会は「オーベル横浜鶴見自治会」(以下本会という。)と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を横浜市鶴見区市場上町10-51 オーベル横浜鶴見内におく。

2. 本会の区域はオーベル横浜鶴見敷地内とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、オーベル横浜鶴見に居住する区分所有者または区分所有者より貸与され居住者の世帯主とし、全世帯をもって構成する。

2. 本会への入会は、入居をもって入会とする。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の協力により、会員の親睦と福祉の増進を図り、明るく住みよい環境りと健康で明朗な地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業及び組織)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の部門及び委員をおき事業を行う

- | | |
|--------------|--|
| (1) 総務部 | 市・区役所当局及び近隣自治会・町内会、オーベル横浜鶴見管理合、オーベル横浜鶴見子供育成会等との各種連絡業務、慶弔祭事
の他各部門に属さない事項 |
| (2) 広報部 | 広報・会報等行政当局からの依頼にもとづく広報活動並びに自
内の掲示、回覧等に関する事項 |
| (3) 防災防犯・交通部 | 防火・水防その他災害予防及び交通安全、犯罪予防等の活動と行
当局等との連携事項 |
| (4) 環境・保健衛生部 | ゴミの分別排出関係他、町の良好環境維持に関する活動及び行政
局等との連携事項並びに保健衛生に関する活動及び行政当局等と
連携事項 |
| (5) 婦人部 | 家庭生活改善向上、教養文化福祉活動並びに子供育成会との協議
務に関する事項 |
| (6) 社会教育部 | 社会教育関係・レクリエーション・スポーツ等による文化向上、会
コミュニケーションに関する事項 |
| (7) 青少年指導員 | 市長の委嘱により、地域の青少年の健全育成に関する事項を推進するた
めオーベル横浜鶴見自治会社会教育部と協調、地域内自治会と連携しての活
動 |
| (8) 体育指導委員 | 市長の委嘱により、スポーツを通じ地域住民の健全な心身の増進に関す
る事項を推進するためオーベル横浜鶴見自治会社会教育部と協調、地域内自
で連携しての活動 |

(自治会役職の構成)

第6条 本会に次の役職をおく

- (1) 会長1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 会計 1名

(4) 書記 1名

(5) 監査役 1名

(6) 部門担当役 14名以内

2-1 会長は役員会の同意を得て、第7条第2項に定める各班から選出される14名の名外の会員の中から、3名以内の副会長を推薦し総会の承認を得て委嘱できる。

2-2 会長は役員会の同意を得て、相談役及び顧問を会員の中から委嘱できる。相談役顧問は役員会で意見を述べることができる。

3. 会長は役員会の同意を得て、第5条の各部門の専任担当（役員扱いをしない）を会員の中から選出し委嘱することができる。

4. 役員及び専任担当の任務に関わる報酬は原則としてないものとする。

但し交通費等相当実費等に関する支払いについては、役員会にて別途定める。

(役員の選出)

第7条 本会の会員は役員に就任する義務を負う。

2-1 選出される役員の人員数の基となる班は14とする。

2-2 班構成は、付属資料—1に定める通りとする。

3. 役員は輪番制で選出された14名ならびに、第6条2-1項に準拠して選出された3名は副会長及び健全な青少年の育成のために活動する役割を担って横浜市長から委嘱され、少年指導員、体育指導委員とし、総会の承認を得て就任する。

但し、班長を兼務していた会長、副会長及び監査役が次年度以降、必要により役員を推薦を経て総会の承認をもって再任される場合には、当該班から別に役員を選出できる

4. 再任された会長、副会長及び監査役は、引き続き役員に留まるものとする。

5. 役員就任予定者は、協議により婦人部を担当すべき2名以上の婦人役員を選出しなければならない。

6. 担当役職への就任は、第6条2-1項の副会長及び青少年指導員と体育指導委員を除く役員の互選により決定する。

(各役職者の任務)

第8条 各役職就任者は次の任務を遂行する。

(1)会長は本会を代表し、会全般の運営にあたり、副会長は会長を補佐するとともに、役員会の進行、総会の進行を務め、会長事故ある時にはその職務を代行する。

(2)会計担当は会の会計事務を担当し、監査役は監査を担当する。

(3)書記は会の運営を記録し、広報活動に必要な書類を作成する。

(4)部門担当役は、委嘱された各部を管掌し部務を処理する、

(5)各班から選任された役員は、班長を兼務し、業務連絡・回覧・募金等のほか会長に提出する事項を行い、本会の活動に積極的に寄与する。

(6)役員の任務遂行に関わる責任は、その行為が法令等に違反しない限り全会員が平等に負うものとする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、就任のときから2年後の定時総会終了までとする。

但し、再選は妨げない。

2. 任期中に欠員を生じた場合、補充役員を会長が委嘱できる。但し、補充役員の任期は者の残任期とする。

(役員等の解任)

第10条 役員が会則に違反し、もしくは本会の体面を汚す行為を行った場合は、役員会の決議で解任することができる。

(会議等)

第11条 会議は総会と役員会の二種類とし、全て過半数（権限委任を含む）の出席をもって成議事は出席者の過半数を持って決する。

(総会)

第12条 総会は本会の最高決議機関とし、会員全員をもって構成する。

2. 定時総会は年1回開催とし、会計年度終了後遅滞なく会長が召集する。
3. 臨時総会は役員会の決議を経て会長が召集する。
4. 総会の議長は会長が務める。
5. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 役員の選出承認
 - (2) 決算及び予算案
 - (3) 活動方針
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他役員会で必要と認めた事項
6. 総会においては、総会に提示する記載内容以外の事項を決議できない。

(役員会)

第13条 役員会は第7条第3項及び4項で定める役員を持って構成し、毎月1回会長が召集し開議することができる。

2. 役員会は、関係諸団体の会務・活動内容、連絡事項等の報告ならびに、本会の運動計画及び総会付議事項等を協議決定する。
3. 役員会の議長は会長が務める。
4. 役員会におけるお茶代等社会通念上妥当とされる費用については、本会の運営資金に充当することができる。

(会計)

第14条 本会の財源は基本的に会費、助成金等で運営し、会計年度は4月1日より3月31日とす。但し発足年度は発足時より翌年3月31日とする。

2. 本会の会費は会員あたり月額500円とし、管理組合の管理費等徴収と併せ、大井ビル株式会社へ徴収事務を委託する。なお年度途中で入会した場合は、入会翌日より徴収し、転出等による退会時の返金は一切行わない。
3. 本会行事等に伴う特別会計については、別途追加徴収する場合がある。
4. 本会の運営資金の支出は、全て会長の決済を必要とする。
5. 会計監査は、本会の全ての財源及び使途ならびに経理状況を示す会計報告を、監査人等を通じて総会に報告し承認を得る。

(慶弔見舞い等)

第15条 慶弔見舞い金は次に事由が生じた場合に送ることができる。

- (1) 会員または会員と同居する家族が死亡したとき
- (2) 役員会において弔慰金を送る必要があると認める弔事があるとき
- (3) 役員会において祝儀等を送る必要があると認める慶事があるとき

2. 慶弔金の額等については次の通りとする。

- (1) 前項.(1) の場合は、弔慰金 5,000 円及び花輪 または 10,000 円以下の生花
- (2) その他については、5,000 円を目安とするが、役員会の決議により変更することができる

3. 会員の慶弔等あたり、本会への協力要請があった場合は役員全員が積極的に協力する
(集会室の使用)

第16条 本会の運営・活動に関するオーベル横浜鶴見1階集会室利用については、管理組合と協定のうえ、当該管理組合が定める「集会室使用細則」に則って使用するものとし、料金については別に定める。

(事故等に関する申し合わせ事項)

第17条 本会の運営・行事等実施にあたり、本会に故意もしくは重大な過失がない場合、発生し得る事故等に関して、会員は本会に対する費用、慰謝料等一切の請求権を放棄するものとする。

(制定・改定)

第18条 等会則は平成8年10月13日全会員の稟議決済で承認し、同日付けをもって制定する

- 1) 改訂 平成9年6月8日 会則の一部改訂総会承認同日発効
- 2) 改訂 平成13年6月3日 会則の一部改訂総会承認同日発効
- 3) 改訂 平成20年6月1日 会則の一部改訂総会承認同日発効

付属資料—1 (班の構成)

班	該当室	班	該当室
1班	101～111	8班	413～425
2班	112～122	9班	501～512
3班	201～212	10班	513～525
4班	213～225	11班	601～612
5班	301～312	12班	613～625
6班	313～325	13班	701～712
7班	401～412	14班	713～724

